

W・J・モムゼン著『マックス・ウェーバー
とドイツの政治』

Wolfgang J. Mommsen: Max Weber und
die deutsche Politik 1890~1920, Tübingen
(Mohr) 1959; XV+442 SS.

英 明

本書は、政治家としてのマックス・ウェーバーに関する最初の文字通り包括的な研究として、また特に、新資料の補充、およびワイマール憲法の成立に対するウェーバーの影響の具体的検討と通説への疑問提起の二点で、注目されよう。結論的に言えば、著者の立場は、ナチズムの歴史的体験を経て現われた、J・P・メイヤー、G・ルカーチ等による戦後のウェーバー批判の線を概して継承している。しかし著者は、従来の諸研究はウェーバーの政治思想をもっぱら「彼の理論的著作の側から解釈する」ものであるとし、新たに、ウイヘルム時代の「具体的な」諸政治問題状況に即して考察しようとする。ウェーバーの政治思想の特徴には第二帝政期の政治思潮やビスマルクの偉姿からの著しい影響が認められ、また彼の政治理論上の諸見解も当時のドイツ政治・社会状況との対決から生み出されたもので

あると指摘して、著者は、その「基盤をなした全状況」の解明と時代の政治に対する彼の「影響範囲の標示」とにより、「ウェーバーの主導的政治理念の歴史的境位」を定めるという目標を掲げる。そして、思想の「安易な歴史的相対化」を戒める一方、彼の政治理論や諸概念の時代制約性を無視して「それらを現代の状況に適用しようと骨折っている、すべての《正統的》ウェーバー解釈」に挑戦する。著者モムゼンについては、今のところ、一九五八年には *can. phil.* であったことしか分らないが、とにかく、本論一〇章、補論、付録四および文献目録から成る本書は、こうした気負った序言にふさわしい力作であると言えよう。

事実、本書では、既刊資料・著作が網羅されているほかに、著者が驚くべき徹底さを以て蒐集・考証にあたった多数の新資料——ウェーバーや関係者たちの遺稿類から探し出された百通近い書簡、彼の演説などに関する新聞記事約三〇、労働問題について一九二二年社会政策学会員に出された廻状など——が用いられている。さらに著者は、『伝記』と『政治論集』第一版に所収の書簡を残らず原文やコピーと照合して、日付の誤りや夫人が不正確にあるいは不適當に手を加えた部分、その他を、約二〇箇所にわたり訂正している。その苦心は序言に詳述されているが、この面での著者の貢献は賞賛と感謝に値しよう。著者も言うように、新資料は大体において「補足的なもの」であり、政治家ウェーバーの像に重大な修正をもたらすようなものではない。しかし、その過半が大戦期以後に属するそれらの書

簡には彼の激情的側面を示すものも少なくなく、著者が、夫人による伝記とは対照的に、この時期の彼のデマゴギッシュな態度を強調したことにも、おそらく影響を与えていよう。また、一八九五―一九〇〇年の時期の政治的言動、大戦中の中欧問題の構想と活動がかなり詳しく知られるし、その他多くの点で『伝記』を補うものとして貴重である。付録には、一八九七年秋艦隊法案提出に際しての新聞アンケートへの回答(重要)のほか、三つの資料が収録されている。

さて、本論の各章題は——(一)若きウェーバーの政治的成長、(二)家父長制、資本主義、国民国家、(三)ウェーバーの政治理念Ⅱ 国民的権力国家、(四)ドイツ政治の将来の課題Ⅱ 国民的帝国主義、(五)ウェーバーと大戦前ドイツの国内政治発展、(六)対外政策と国内制度構造、(七)ライヒを大國として確証すべき世界大戦、(八)崩壊と再出発、(九)ウェーバーとワイマール憲法の成立、(一〇)自由主義的立憲国家から人民投票の指導者民主制へ——である。補論は、最終章と関連して、Winckelmann: Legitimität und Legalität, 1952 の批判に充てられている。——このように、大体において年代を追った問題整理が行われているが、内容に即して見れば、具体的分析方法の上でも、また著者のウェーバー解釈の論理についても、問題があると思われる。

叙述方法は、伝記的記述と個々の局面における政治的発言の分析との「組合せ」という複雑な体裁をとっており、そのために各章の有機的関連が損われている。著者がこの叙述方法を先の問題提起からの「不可避免的な」帰結として採用し、しかもそ

の際に「かくしてウェーバーの政治的諸見解の発展過程を解明」(S. VII) するという全く別の認識課題をも設定した曖昧さが、その一因であろう。さらにそれは、本書が——序言があるいは示唆するかも知れないような——『歴史的』分析を提供するものでないことにも関連する。内容から大別すれば、大戦までを取扱った前半部分(第一―六章)、開戦から敗戦まで(第七、八章)、指導者民主制論の帰趨とその問題性(第九、一〇章)の考察に分けられるが、その場合、序言の問題提起は端的に言えば最後に挙げた部分を念頭においてなされている。著者がそこで「具体的」政治問題状況と言うのは、既に前提として指定された「ウィルヘルム時代」そのものに過ぎないし、それに続く認識目標設定は、もっぱらウェーバーの民主制論に関わる。つまり、思想構造の論理的説明、伝記的記述、歴史分析の三つの認識志向の曖昧な混在が本書の内的統一性を損っており、前半部分について見れば、先の巨視的前提の帰結として、著しく図式主義的な叙述がもたらされている。

ウェーバーの政治的立場をウィルヘルム時代における「ドイツ自由主義」の「国民的帝国主義」への変貌として把握するのが、著者の基本視角である。それは、第一に彼自身の政治的発展に即してみれば、その出自からも信条からも自由主義に属する彼の、ビスマルク失脚後の国内政治状況に対する危機意識、自由主義の沈滞に対する批判からの帰結として示されることになる。青年時代および東エルベ農村調査の諸結論を概観した、

第一、二章の伏線の叙述に続いて、その帰結を「政治的綱領」として展開したフライブルク大学就任講演が、批判的考察の出発点におかれる。

第三章は、第一〇章と対応して、主に理論的批判である。経済政策における最高価値規範としての国民国家理念の設定が「没価値性論」の主張と動機連関づけられ(一節)、国民概念に刻印された強烈な権力思想、権力政治家ウエーバーを特徴づける責任倫理と心情倫理の「葛藤」、彼の国民思想および既存事実を規範視する態度の時代制約性が指摘され、彼の権力思想がビスマルクの映像および当時の国際関係に対する悲観主義的判斷に帰属される(二節)。初期の「人種的・言語的に方向づけられた国民概念」から晩年の政治共同体的なそれへの変貌と、後者における権力国家的・帝国主義的色彩の増大と大國威信感情への結合の指摘。それと並行しての、《Potentat》から宥和政策論者への——第一義的には、一九〇五年ロシア自由主義者民族政策綱領の現実的有効性の認識にもとづく——轉換(三節)。彼の政治的価値体系の問題性は自らの国民理念を学問的批判の外においたことにあり、究極的にはそれは、彼の社会学が「価値判断をすべて回避」して「本質的なものを脱漏させ」、政治・文化的根本問題について「機能的な解答を与えたに過ぎなかった」ことに依拠している。政治家ウエーバーの限界がここにある(四節)。——本章に示される著者の《新自然法的》立場(S. 418)からのウエーバー批判が、全編を通じての基本的問題点になる。著者は、ウエーバーの国民思想を

彼の二元論的立場、価値自由論に遡って批判し、後者の形式主義^{II}非合理性を非難することによって、ウエーバーの政治観を貫く合理主義の位置づけをも見失い、この後最終章に至るまで、彼の国民主義や政治指導者理念の權威主義を一方で極端に強調しながら他方では《にも拘らず》云々と彼の合理主義にも言及するという、曖昧な議論を絶えず反覆することになる。責任倫理と心情倫理の「葛藤」の把握においても同様である。著者の劇的で不正確な表現法が、それに輪をかけている。——

他方、就任講演は、プロイセン的なビスマルク国家理念を一義的に世界政策を課題とする「国民的権力国家」に改鑄し、ナウマンやデルブリュックへの反響を通して「ウィルヘルム時代における自由主義的帝国主義形成への最初の起爆」となった。そして、この「对外政策の優位」原則に立つ国民政策の立場が「一九一八年の破局に至るまで彼の政治的意欲・思考の指導理念」であった(第四章)。初期の政策論や「経済と社会」に拠り、彼の帝国主義思想の独特の峻烈さが国民思想、威信感情、悲観主義的な普遍的予測の結合から説明され(一節)、先の原則にもとづく市民階級の政治的成熟の要請における「本末顛倒」が批判される(二節)。国内政治における進歩的・産業主義的立場が(第五章)、ユンカー批判と合理的経済心情の要求の面から(一節)、また国家理性的立場からの労働者階級、階級闘争、社会民主党に対する態度が述べられ、「ブルジョア・マルクス」の「悲劇」が、一九一二年の廻状に見られる自由主義的社会政策の行詰りを通して(二節)、さらに当時までのナ

ウマンとの交渉を通して示される(三節)。——以上著者は、ウィルヘルム時代を帝國主義時代としてまず前提におき、他方「自由主義的帝國主義者たちによって初めて、ドイツの広汎な帝國主義運動が形成された」(S. 80)という図式に拠って、「國民的帝國主義」者ウェーバーの発言を——彼の問題次元の中で——整理しながら先の前提に還元し、その合間に彼の帝國主義思想の時代制約性や國民思想における「重心の置違い」を慨歎する。それ故、ここからは第二帝政期の諸政治問題から見た彼の立場の客観的な位置づけは出て来ない。もっとも本書全体から見れば、著者にとっては、ウェーバーの政治的発言を一義的に規定する権力國家理念を抽出しておいて、後の革命期に時代に残され、憲法問題の分野でしか自己の政治理念実現の場がなかった彼の悲劇的な姿を描く(S. 321)前提とするだけで充分であつたと思われる。

第六章はウェーバーの権力政策的世界政策構想からの、ビスマルク外交批判、皇帝の《個人支配》批判および一九〇六年のロシア革命運動考察論文におけるこの「過大評価」的批判観点の反映、モロッコ危機以後の国内体制改革構想とナウマンを通しての働きかけの試みを概観し(一節)、次いで、『議會と政府』論文の第一、二節を紹介して、政治指導者を中核とする改革構想とドイツ政治状況との関連を指摘(二節)、さらに同論文における議會制化構想を立入って検討して、それが、連邦參議院の重視においてビスマルクの帝國思想に接近していること、その最大の欠陥たる帝國宰相の議會票決による任免という

要石の欠如が、究極的には彼の政治思想に遡ること(最終章と同じ批判)、また、ビスマルクの映像、その失脚後のライヒ指導危機、官吏と政治家の峻別のテーゼ、殊に権力國家理念がその構想を規定していることを指摘。第七、八章は、それぞれ、大戦中の外交・国内政治諸問題に関する発言や活動の順を追った考察(一―五節)、彼の一貫したモナルヒスト的立場の總括的考察を織り入れての敗戦後の周知の多彩な活動や発言の詳述(一―二節)である。ここでは、この時期の彼にロシア革命運動の国内影響をおそれての、また協商国側の圧力を牽制する意図からの「ためにする議論」が多く見られると指摘し(S. 201; 274f.; 253f.; 294, 314f.)、「現実政治的」戰術的態度と心情倫理的態度との間の極端な動揺」と特徴づけていることだけを挙げるにとどめたい。(故意のデマゴギーと理解するのは多分に疑問であり、また、ミュンヘン革命運動に触れながらE・トルラー弁護事件には全く言及していない。)ここでも著者の論調は、あれこれの態度をその都度強調するにとどまって、一貫していない。根本的には、既述のような著者のウェーバー理解に問題があろう。

第九、一〇章が本書の事実上の中心である。『ドイツ將來の國家形態』論文を検討して、『ラントとライヒ』問題における連邦主義への固執を彼における既存事実(國家装置)過大評価と根本的革新を断念する保守的傾向に帰し、『プロイセン』問題においても、その実質的優越性を連邦主義的憲法により均衡

させる試み、すなわち帝国政策決定の重点を連邦参議院におき、国民投票大統領がその對抗勢力となり、帝国議會を消極政治に限定することを以て、それが「民主制の衣をつけた新版ビスマルク憲法」であるとす。この論文で《指導者民主制》の構想が明確にされたが、帝国大統領は権限上も旧皇帝にひとしく、カリスマの正当性においても君主の地位に類似し、そこでは権力分立という自由主義の理念と大衆民主制におけるカエサル主義の指導者淘汰という革命の理念が組合されておられ、議會主義の長所を残しながら純粹議會主義を阻止せんとする試みであった(一節)。共和制問題への諸政党的構想を比較して、當時の民主主義的市民階級勢力における、権力分立保証を前提とする国民投票大統領を望む傾向、R・レーズロープの憲法理論の普及、後者のH・プロイスに対する影響が指摘され、したがってウェーバーの影響が否定されることになる。その点は微妙であって、「ウェーバーの帝国大統領のカリスマ的指導者地位の思想は、自由主義的権力分立思想と相交錯していたから……前者が後者と調和を見た限りにおいてのみ影響を及ぼした」(S. 347)とされる。(この点は、自由主義的憲法思想の「最後の残滓を払拭した」というS. 200の所論と矛盾し、最終章で再び後の「權威主義」の強調の方が前面に出される。)(二節)この実証のために、諮問委員会・国民議會での草案審議過程が詳しく再現され、大統領の対議會権限強化というウェーバーの要求が殆んどプロイスに受容されなかったことが示される。(因に、プロイスは第四八条規定の現状での必要性を激しく主

張したが、ウェーバーはこの規定に殆んど関心を示さなかった。S. 375)(三、四節)かくて、ウェーバーの帝国大統領論の影響は「限定づけを以てのみ」評価される。ただ問題は、それが共和制末期における大統領権限強化傾向に著しく貢献し、とくにC・シュミットの「全国民意の代表者」論による理論的改鑄を経て、間接的に權威主義的指導者国家への道を準備したことがある。ウェーバーの本来の意図はそこになかったが、しかし、シュミットの改鑄が、彼に既に「胚胎」していた《合理的依法律性》と《カリスマ的『人民投票の正当性』の二元論の極端な展開であったところに、彼の理論の内的問題性がある(五節)。この「民主主義的イデオロギーの問題性」を摘抉する最終章の議論も、先の国民主義批判の場合と同様の不明瞭さを示している。ウェーバーは、議會制・民主制化の要請をドイツ世界政策の前提手段とすることによって「民主主義思想からその実質的価値内容を奪い、」また、彼の大衆民主制論は古典的自然法理論と完全に絶縁して、民主制と官僚制の對置に「指導的政治家のカリスマ的『人民投票的指導者地位を布告する民主制の新たな理念的基礎づけの出発点を見出した。』彼にとって権力と責任を目指す政治指導者の原則として自由な競争が真に責任ある政治の前提であったが、「しかし」彼が過大評価した現代大衆社会の条件下では、自由な責任ある政治指導者は「個人人格的『人民投票的指導者淘汰の形式においてしか』維持されない。カリスマ的デマゴグがこの状況からの脱出口であり、「さればこそ彼は人民投票的指導者思想を極端に徹底さ

せた。」そのことは、《大衆》の政治的意義の極小化にもつながる。他方彼は、「価値領域を個人人格の領域に帰属」させ「実質的価値秩序を志向せぬ純粹に形式的な」《依法的支配》概念を導入した。そして、その正当化力の弱さを指摘し、「《依法的》支配は伝統的およびカリスマの正当性による補完を必要とする、とさえ述べてゐる。」(論拠として W. H. G. S. 556 が引用されている。)「実質的価値秩序化」は彼にとって不可能であったが故に、彼は「議會主義的立憲国家の価値中立的機能主義を、人民投票的指導者民主制の価値設定的カリスマによって克服せんとした。」かくて「近代立憲国家は、民主主義的立法治国家的諸規範体系に定礎されたその独自の威厳を喪失し、憲法は実践的《遊戯規則》体系に墮し」、「民主制は、形式的に自由だが事実上はその個人人格的・デマゴギッシュな資質にもとづいて選ばれた指導者の支配に貶され」議會民主制は「その本来の意味に反して、指導者に権力を得させる技術装置」となり、民主主義の「合理主義的」な自由・平等理念が「捨てられ」てカリスマ的指導者理論に代えられた。——著者はおよそ以上のような解釈に続いて、指導者民主制の權威主義的要素(上から下への政治意志形成の図式)により彼自身の意圖に反して「政治的非即物化への門が原理的に開かれた。」彼は大衆デマゴギー手段利用の原理的制限の問題を等閑視したが、そこに「民主主義的立憲国家の正当化体系の単なる形式的依法性への低下、カリスマ的独裁への転換の危険が直接ひそんでいた。」彼の概念体系は「極端な価値不可知論」を以て政治現象を形式

主義的観点の下でのみ考察したが故に、「真の民主主義的カリスマ」と「悪しきカリスマ」とを識別できない。彼は現代官僚制メカニズムの増大に対抗すべきカリスマ的指導者を強調し過ぎた故に、カリスマの誤用の問題を等閑視した。彼が政治家に要求した責任倫理はファシスト支配と正反対のものであり、彼がそれと闘ったであろうことは疑いないが、「それにも拘らず」あの改鑄の可能性が存し、しかも国民国家権力利害が第一義的とされていたことがそれを一層容易にさせた。そして、一九三三年に言及した後、著者は「カリスマ的指導者理論は……ドイツ国民をヒットラーの指導者地位に対する喝采に内的に準備させることに、その分を尽した」と述べる。——最終章の議論は、P. S. S. 275 ff. 499 ff. などのウェーバーの言葉に照しても疑問だが、論旨の曖昧さとも関連して根本的には、すべての批判点をウェーバーの《合理主義》の「非合理主義」への還元から出発させたことに問題がある。ここから、価値判断問題、政治と倫理の二元論などの把え方の曖昧さ、総じてウェーバーの政治的「リアリズム」(E. H. カール)の思想世界に対する無理解が生じている。後半期における「権力思想」要素を合理主義的思考の徹底化と結びつけずに、帝國主義思想の強化や自由意識の「後退」として理解しているのが、その一例であろう。カリスマ的指導者の「權威主義」も、メイヤーの如く彼の人格の「ロマンティシズム」(Mayar, p. 102)と考えるのが妥当であろう。「ドイツ的自由の理念」(トレルチ)の意味においてである。また、著者は価値相対化を非難して「価値に即

した実質的規定」をもつ「真に民主主義的な国家秩序」の建設を説いているが(⑤の註27)、それが「すべての国家市民をひとしく拘束する形式においての特定の憲法的諸原理」(⑤の註28)に基づくものだとすれば、本書を一貫する著者のイデオロギー論はそれとどう関連するのであるうか。

いづれにしても、資料の補完や厳密な考証を基礎として、政治家ウェーバーの全貌を文字通り網羅的に描き上げ、数多くの新しい問題点や事実を明らかにした著者の功績は絶大である。

(一橋大学大学院学生)